

未来を拓くとやま高校生グローバル人材育成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 未来を拓くとやま高校生グローバル人材育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、高校等に在籍する生徒等の海外留学の機運醸成を図ることにより、グローバルな視点とローカルな視点を持って、社会課題解決に貢献する人材の育成を推進するため、未来を拓くとやまグローバル人材育成協議会（以下「地域協議会」という。）の選考に基づき派遣決定された留学生（以下、「派遣留学生」という。）が実施する留学に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 「高校等」とは、富山県の高等学校、特別支援学校の高等部及び高等専門学校（第3学年以下に限る。）並びに広域通信制高等学校をいう。
- (2) 「生徒等」とは、富山県の高校等に在籍する日本人生徒等をいう。ただし、広域通信制高等学校に在籍している場合は、富山県に居住し富山県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けていることを要件とする。
- (3) 「在籍高校等」とは、生徒等が在籍する高校等をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる派遣留学生（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者である。

- (1) 日本国籍を有する者又は未来を拓くとやま高校生グローバル人材育成事業応募時まで日本への永住が許可されている者
- (2) 日本学生支援機構（以下「機構」という。）及び地域協議会が主催する事前・事後研修、事前・事後オリエンテーション、壮行会・報告会に参加する意思を表明した者、また、地域協議会及び機構が主催する派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する意思を表明した者で

あること。

- (3) 在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者であること。
- (4) 在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者であること。
- (5) 機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金（予約採用）」に掲げる、家計基準の判定に必要な証明書を提出できる者であること。
- (6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者であること。
- (7) 留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者であること。
- (8) 令和8年4月1日時点の年齢が30歳以下の者であること。
- (9) 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本事業による奨学金の総額（留学準備金を除く）を超えない者であること。
- (10) 過去に本事業又は国及び機構が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の派遣留学生として採用されていない者であること。
- (11) 渡航中の万一の事故・病気等に備えるため、留学開始前までに各自で海外旅行保険に加入している者であること。

（補助事業、内容）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、派遣留学生が自ら立案・作成した留学計画に基づき実施する海外留学を指す。補助対象経費は別表第1に定めるとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、別表第2で定める額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、地域協議会が定める期限までに、在籍高校等を通じて知事に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 地域協議会が交付する「奨学金等支給上限額決定通知」の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容

を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、在籍高校等を通じて補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な要件を付することができる。

(交付の条件)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容または補助事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)をする場合には、あらかじめ補助事業の変更承認申請書(様式第2号)により在籍高校等を通じて知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により在籍高校等を通じて知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに在籍高校等を通じて知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(交付申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付を受けた補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過するまでに在籍高校等を通じて申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、当該年度の2月1日までに、実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、在籍高校等を通じて知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 地域協議会へ提出した次の書類の写し
 - ア 日本及び留学先国双方の出入国日が分かるもの(搭乗券の半券等)
 - イ 受入先機関が発行する修了証明書
- (3) 支出が分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査により、補助金の交付決定の内容を適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、在籍高校等を通じて補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助対象者は、前条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)により在籍高校等を通じて知事に補助金の支払い請求を行うものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 知事は、前項の措置をとった場合は、在籍高校等を通じて補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかを満たさなくなった場合
- (2) 留学期間が14日に満たなくなった場合
- (3) 地域協議会へ提出した誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- (4) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入先機関若しくは

在籍高校等で懲戒処分を受けた場合

- (5) 留学計画に大幅な変更が生じている場合。ただし、地域協議会の再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではない。
 - (6) 派遣留学生の本事業に係る各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
 - (7) その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合
- 2 在籍高校等は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、第1項により交付決定を取り消す場合、在籍高校等を通じて補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
 - 3 知事は、第1項及び前項により返還の命令を、在籍学校等を通じて補助対象者に通知するものとする。
 - 4 補助対象者は、返還が命じられた場合、知事が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）

留学準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・事前事後研修参加費（機構が主催する事前・事後研修参加のための国内旅費） ・往復渡航費（留学先国・地域への渡航及び帰国のための往復渡航費） ・査証取得及び予防接種費 ・留学準備に必要な費用
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料相当額

別表第2（第6条関係）

留学準備金

留学先国・地域	支給金額
アジア地域	210,000 円
その他の地域	350,000 円

・「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指す。

・留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給する。

奨学金支給金額（月額）

留学先国・地域	支給金額 (家計基準内)	支給金額 (家計基準外)
北米、シンガポール、欧州（以下の除外国を除く）、中近東 (除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカおよび上記除外国	120,000 円	

・奨学金は、留学期間から算出した支給対象となる月（以下、「支給対象月」という。）数に応じて支給する。支給対象月数は、留学期間の日数を31日で除した数（小数点以下切り上げ）とする。

・留学先国・地域が複数ある場合は、留学期間（日数）が最も長い留学先国・地域の支給金額を適用する。留学期間（日数）が同じ場合は、支給金額が高い方を適用する。

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				